

令和 3 年度
沼津市立病院への飲料用自動販売機の
設置に関する募集要領(再募集)

令和 3 年 8 月

問合せ先

〒410-0302

沼津市東椎路字春ノ木550番地（沼津市立病院 北別館 1 階）

沼津市立病院 病院事務局 病院施設課

電 話 0 5 5 （ 9 2 4 ） 5 1 0 0 （代表）

F A X 0 5 5 （ 9 2 4 ） 5 1 2 8

U R L = <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/>

入札による市有施設の貸付けの概要

沼津市立病院における飲料用自動販売機の設置について、一般競争入札を実施しますので、参加される方は、この募集要領及び入札心得書をご確認のうえ、お申込みください。

1 貸し付ける物件

入札により飲料用自動販売機を設置するために貸し付ける沼津市立病院の施設は、次のとおりです。詳細については、別添の物件調書をご覧ください。

物件番号	病第40号
所在地	沼津市東椎路字春ノ木550番地
貸付場所	沼津市立病院1階コンビニエンスストア出入口北 自動販売機コーナー北側
設置台数	1 台
貸付面積	1.98㎡
販売種目他	乳飲料を含む紙パック飲料
年間の固定額 及び入札による 売上金額による 最低貸付料率（税抜）	・年間の固定額 9,665円 ・売上金額に対する最低貸付料率 5%

・院内コンビニエンスストア（営業時間：午前7時～午後10時）においても、飲料の販売を行っておりますので、ご承知おきください。

2 入札参加者の資格

入札心得書第3（入札参加資格）の要件を全て満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。入札参加資格をよく御確認の上、申込みしてください。

3 契約に当たっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、庁舎等の建物の貸し付ける場合には、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条（土地の場合は民法第601条）による定期建物賃貸借契約であり、4(2)の貸付期間満了時において契約の更新及び当該契約期間の延長は行いません。賃貸借期間満了の1年前から6か月前までの間に、契約期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面により通知します。

- (2) 貸付期間
令和3年10月1日（金）から令和6年7月27日（土）まで
- (3) 貸付物件の用途指定
飲料用自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。
- (4) 禁止事項
次に掲げる行為はできません。違反した場合は、契約解除事由となります。
ア 飲料用自動販売機設置運営事業以外の用途で使用する事。
イ 貸付物件に工作物を設置すること。（電気使用量測定用の子メーターを除く）
ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。また、貸付物件を第三者に転貸すること。
エ 貸付物件に設置した自動販売機において、酒類又はその類似品を販売すること。
- (5) 災害対応
災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種を設置してください。（病院の非常用電源は提供できません。）
- (6) 環境配慮
ノンフロンを冷媒として採用した機種、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種の設置に努めてください。
- (7) 安全対策等
ア 転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）を順守した措置を講ずるものとする。
イ 自動販売機の衛生管理及び感染症対策については、関係法令を順守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うものとする。
- (8) 電気子メーターの設置
電気料金は、設置事業者負担していただきますので、その算定のため自動販売機に電気子メーターを設置してください。
- (9) 自動販売機の管理運営
ア 設置事業者は、商品補充、金銭管理等について責任をもって行い、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
イ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情等については、設置事業者の責任において対応するよう営業所の名称、所在地、電話番号等の連絡先を明確に表示すること。
ウ 自動販売機の汚損、毀損、故障等について、原因が市の責めに帰することが明らかでない場合を除き、市はその責めを負わないものとする。
- (10) 売上報告書の提出
貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、1か月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、売上報告書を提出してください。
- (11) 実地調査等への協力義務
前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、沼津市が利用状況等についての実

地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、設置事業者は沼津市に協力してください。

(12) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、飲料用自動販売機設置運営事業に必要な費用は設置事業者が負担するとともに、契約期間終了後は、沼津市の承諾がある場合を除き、現状に回復して返還してください。

4 入札参加申込書等の受付期間、場所等

入札参加申込みは、必ず受付期間内に行ってください。期間が過ぎてからの提出は、入札に参加できません。

なお、申込みは、この募集要領の入札参加申込書を使用し、入札参加心得書第4に示す書類も一緒に提出してください。

(1) 受付期間

令和3年8月17日（火）から令和3年8月31日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時30分までを除く。）

(3) 受付場所

沼津市立病院 病院施設課（沼津市立病院北別館1階）

〒410-0302 沼津市東椎路字春ノ木550番地

(4) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。（ファックス及び電子メールによる受付は行いません。）

郵送による提出は、書留郵便で受付期間内に受付場所に到着するようにしてください。

5 質問の受付期間、場所等

(1) 受付期間

令和3年8月17日（火）から令和3年8月24日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(2) 受付場所

沼津市立病院 病院施設課（沼津市立病院北別館1階）

〒410-0302 沼津市東椎路字春ノ木550番地

ファックス 055-924-5128

(3) 受付方法

口頭では受付いたしません、質問書（書式自由）を提出してください。

（持参・郵送・ファックス・電子メール可）

(4) 回答期限・方法

9月9日（木）までに、申込書を提出された全員に回答書を発送いたします。

6 入札の日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

日 時 令和3年9月16日（木）
物件番号 病第40号 午後2時30分
場 所 沼津市立病院 北別館3階 視聴覚室
沼津市東椎路字春ノ木550番地

(2) 入札方法

- ア 本人又はその代理人が、入札書を提出すること。（代理人が入札に参加する場合は、委任状が必要になります。）
- イ 電送及び郵送による入札はできません。
- ウ 入札は、入札心得書第5ウに示す入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所に持参し、提出すること。
- エ 入札は、募集要領に示す「入札書」等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封かんし、入札箱に投入してください。
- オ 入札書の提出後、入札の取消及び入札書の記載事項の変更はできません。

7 入札する貸付料率

売上金額に対する貸付料率（小数点以下第一位まで）を入札書に記入してください。

8 入札の無効

入札の無効事項に該当しないよう、ご注意ください。なお、詳細は入札心得書第8（入札の無効）をご覧ください。

9 落札者の決定

入札書投入完了後、直ちに開札します。落札者の決定は、入札心得書第10に示すとおりです。

10 契約手続等

開札により落札者が決定したときは、落札決定を通知します。

(1) 契約の締結

契約締結は、落札決定の通知と一緒に送りする契約書（この募集要領の自動販売機設置場所賃貸借契約書で、落札決定の通知と一緒に送りします。）で落札決定の通知を受取った日から数えて、5日以内となります。

契約締結は、沼津市が落札された方とともに、契約書に記名・押印したときに確定します。

(2) 貸付料

入札心得書第15に示すとおりです。貸付料は、年間の固定額と売上金額に落札した貸付料率を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切捨てた額)に、それぞれに消費税及び地方消費税に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)を加算した金額とします。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除します。

11 販売機設置の手続等

(1) 販売機の設置

契約締結後、借受人は令和3年10月1日(金)から設置場所で飲料用自動販売機設置運営事業を開始できるよう、販売機設置のための準備を行ってください。

午後3時から5時までは入院患者さんの着替えなどの荷物の受け渡しをされる方などが来院しますので、その時間帯を除いて設置作業をしてください。また、搬入時刻につきましては、事前に病院施設課にお知らせください。なお、搬入にあたっては、患者搬送等医療の妨げにならないよう職員の指示を厳守するとともに、状況によっては設置作業の中断をお願いすることがありますので、ご了承ください。

(2) 電気料

借受人は、貸付料のほかに電気料の実費を毎月お支払いいただきます。

(3) 補充飲料等搬送車両の病院敷地内への入場

飲料等の搬送車両は、関係者専用ゲートからの入場となります。専用ゲートからの入場にはパスカードが必要となります。1枚1,000円(税込・有効期間令和6年3月31日、駐車場管理委託業者が変更になった場合変更あり)で購入してください。なお、搬入業者でなくなった場合には、パスカードを返却してください。(購入代金の返金はありません)

入 札 心 得 書

(趣旨)

第1 この心得書は、飲料用自動販売機設置運営のための沼津市立病院の一般競争入札による貸付に参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札心得書のほか、令和3年度沼津市立病院への飲料用自動販売機設置の設置に関する募集要領（以下「募集要領」という。）の記載事項を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる条件すべて満たす法人又は個人とします。

(1) 法人又は個人の所在地

沼津市、富士市、三島市、伊豆の国市、伊豆市、長泉町、清水町又は函南町に本店、支店、営業所若しくは事業所を有し、又は居住し、若しくは店舗を設置して業を営んでいること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号。以下「条例」という）に基づく、次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等（以下総称して「反社会的勢力」という）

イ 法人の代表者が反社会的勢力である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう）が反社会的勢力である者

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員でないこと。

(6) 市町税を滞納していない者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、沼津市立病院が指定する日までに、次の(1)に掲げる書類を沼津市立病院 病院施設課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 提出書類

ア 市有財産貸付け一般競争入札参加申込書（押印は実印を使ってください）

イ 住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本（登記事項証明書））

ウ 印鑑証明書

エ 誓約書

オ 設置を希望する自動販売機の仕様が記載された書類の写し（寸法、消費電力等が確認できるもの）

カ 令和2年度分個人住民税又は申込み時点において終了している直近の事業年度分法人住民税の納税証明書

キ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証の写し

※イ・ウ・カについては写し可

(2) 提出方法

募集要領4「入札参加申込書等の受付期間、場所等」のとおり提出してください。

（入札時の持参書類等）

第5 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を入札当日に持参してください。

ア 入札書（募集要領に添付した入札書の様式を使用し、封入してください。）

イ 委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。）

ウ 入札参加資格があることが確認できた旨の通知書の写し

（入札保証金）

第6 入札保証金は、免除します。

（入札書）

第7 入札書は、募集要領に添付されています。

2 記入にあたっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

3 入札書に、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、実印（法人の場合は代表者印）を押してください。

4 入札金額は、売上金額に対する貸付料率を、算用数字を使って記入してください。

5 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の住所、氏名を記入するとともに（押印は不用）、代理人の住所、氏名を記入してください。この場合、入札参加者が作成した委任状を添付してください。

6 入札書は封筒に入れ、封かんし、入札参加者の住所、氏名、（代理人の場合は、代理人の氏名も併記）沼津市立病院の担当者の指示に従い入札してください。

7 投入した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の無効）

第8 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者

(2) 委任状を提出しない入札参加者の代理人として入札した者

(3) 指定した日時、場所に入札をしなかった者

(4) 記名押印のない入札をした者

(5) 金額を訂正した入札をした者

(6) 貸付料率その他の事項について、認知しがたい記載をした者

(7) 入札に関し不正行為を行ったと認められる者

(8) 入札財産（物件番号ごと）につき、2以上の入札をした者

- (9) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者
 - (10) 入札財産（物件番号ごと）につき、2人以上の入札者の代理人となって入札した者
 - (11) 同一事業者による貸付けを1物件に限定する入札物件について、当該入札物件を落札後、同一事業者による貸付けを1物件に限定する他の入札物件の入札した者
 - (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者
- （開札）

第9 開札は、入札の終了後直ちに、入札場所において入札参加者を立ち合わせて行います。入札者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない沼津市立病院の職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

（落札者の決定）

第10 落札者は、最低貸付料率以上かつ最高の貸付料率を入札した者とします。

- 2 沼津市立病院の最低貸付料率以上かつ最高の貸付料率を入札した者が2人以上ある場合は、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合に、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない沼津市立病院の職員に代わりにくじを引かせます。この場合、異議の申し立てはできません。
- 3 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で内容を入札参加者に直ちに口頭で公表します。

（再入札）

第11 開札の結果、売上金額に対する貸付料の入札が最低貸付料率に達しない場合で入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。

- 2 第8の(1)から(11)までのいずれかの理由に基づき無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することができません。

（落札の通知）

第12 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る賃貸借契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項を通知します。

（契約の締結）

第13 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。）に募集要領に添付する契約書の様式にて、契約を締結しなければなりません。

ただし、やむを得ない事由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

- 2 前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。
- 3 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

（契約保証金）

第14 契約保証金は、免除します。

（貸付料等の支払い）

第15 落札者は、年間の固定額を貸付期間中の年度の最初の月の末日（契約締結年度にあつては、契約締結日の属する月の翌月の末日）までに、沼津市立病院が発行する納

入通知書により納付しなければなりません。

- 2 売上金額に対する貸付料率により算出される額は、市が指定する期日までに、原則として沼津市立病院が指定する預金口座に振り込まなければなりません。
- 3 貸付料には、消費税及び地方消費税が課されます。
- 4 貸付け料のほか、毎月の電気料の実費を納入しなければなりません。

(契約の解除)

第16 落札者が次の各号の一に該当する場合には、市は契約を解除することができます。

- (1) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- (2) 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

(瑕疵担保責任)

第17 落札者は、契約締結後、貸付財産に面積の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

(入札結果の公表について)

第18 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者（法人・個人の別）を公表するとともに、一定期間、沼津市立病院ホームページにも公表します。

- 2 沼津市情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。